

一、最新中国法令

● 国务院关于印发扎实稳住经济一揽子政策措施的通知

- 【发布单位】国务院
 【发布文号】国发〔2022〕12号
 【发布日期】2022-05-31
 【内容提要】该通知包括六个方面 33 项内容，涵盖财政政策、货币金融政策、稳投资促消费等政策、保产业链供应链稳定政策等。其中包括：

进一步加大增值税留抵退税政策力度
<ul style="list-style-type: none"> 研究将批发和零售业，农、林、牧、渔业，住宿和餐饮业，居民服务、修理和其他服务业，教育，卫生和社会工作，文化、体育和娱乐业等 7 个行业企业纳入按月全额退还增量留抵税额、一次性全额退还存量留抵税额政策范围。
扩大实施社保费缓缴政策
<p>人力资源和社会保障部等四部门已发布《关于扩大阶段性缓缴社会保险费政策实施范围等问题的通知》（人社部发〔2022〕31 号），内容包括：</p> <ul style="list-style-type: none"> 社保费缓缴政策进一步扩大到纺织业、造纸和纸制品业、印刷和记录媒介复制业、汽车制造业、通用设备制造业、仪器仪表制造业等 17 个其他特困行业，养老保险费缓缴实施期限到 2022 年年底，工伤、失业保险费缓缴期限不超过一年。 原明确的餐饮、零售、旅游、民航、公路水路铁路运输等 5 个特困行业缓缴养老保险期限相应延长至年底。 对疫情影响严重地区生产经营困难的所有中小微企业，阶段性缓缴三项社保费单位缴费部分，缓缴实施期限到 2022 年年底。
加大稳岗支持力度
<ul style="list-style-type: none"> 进一步提高返还比例，将大型企业稳岗返还比例由 30% 提至 50%。 拓宽失业保险留工补助受益范围，由中小微企业扩大至受疫情严重影响暂时无法正常生产经营的所有参保企业。 企业招用毕业年度高校毕业生，签订劳动合同并参加失业保险的，可按每人不超过 1500 元的标准，发放一次性扩岗补助，具体补助

一、最新中国法令

● 経済安定化のための包括的な政策措置の公布に関する国務院による通知

- 【発布機関】国務院
 【発布番号】国発〔2022〕12 号
 【発布日】2022-05-31
 【概要】本通知には、財政政策、貨幣・金融政策、投資安定化・消費促進などの政策、産業チェーン・サプライチェーンの安定維持のための政策など、6 つの方面、33 項目の内容が含まれる。具体的には、以下のものがある。

増値税未控除税額還付政策をさらに強化する
<ul style="list-style-type: none"> 卸売及び小売業、農業、林業、牧畜業、漁業、宿泊及び飲食業、居住サービス、修理及びその他サービス業、教育、衛生及び社会奉仕、文化、スポーツ及び娯楽業など、7 つの業種企業を「増量未控除税額を毎月、満額還付し、未控除税額の残額を一括して全額還付する政策」の適用対象範囲に組み入れる。
社会保険料の納付猶予政策の対象となる範囲を拡大する
<p>人的資源・社会保障部等の 4 つの部門が「社会保険料の納付を段階的に猶予する政策の実施対象範囲拡大などに関する通知」（人社部発〔2022〕31 号）をすでに公布している。それには以下のものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険料の納付猶予政策の適用対象範囲を紡績業、製紙及び紙製品業、印刷及び記録メディア複製業、自動車製造業、汎用設備製造業、機械計器製造業など、17 つのその他特に困窮している業種へとさらに拡大し、養老保険料の納付猶予政策を 2022 年年末まで実施し、労災、失業保険料の納付猶予実施期間は 1 年以内とする。 すでに対象になっている飲食、小売、観光、民間航空、道路・水路・鉄道運輸など、特に困窮している 5 つの業種に対する養老保険料の納付猶予実施期限を年末まで延長する。 コロナによって深刻な影響を受けている地区にあり生産経営が困難な状況にある全ての中小零細企業について、基本養老保険、失業保険及び労災保険の社会保険料のうち雇用者負担部分の納付を段階的に猶予する政策を 2022 年年末まで実施する。
雇用安定化のための支援を強化する
<ul style="list-style-type: none"> 還付率をさらに引き上げ、雇用を維持した大型企業に対する失業保険料の還付率を 30% から 50% へと引き上げる。 雇用維持助成金の受給対象を中小零細企業からコロナにより深刻な影響を受け、生産経営を一時的に正常に行うことができない全ての保険加入企業へと拡大する。 企業が新卒者（大学、高等専門学校を卒業した者）を採用し、労働契約を締結し且つ失業保険に加入した場合、1 人あたり 1500 元以内の基準

标准由各省份确定，与一次性吸纳就业补贴不重复享受，政策执行期限至 2022 年底。
推动阶段性减免市场主体房屋租金
<ul style="list-style-type: none"> 2022 年对服务业小微企业和个体工商户承租国有房屋减免 3—6 个月租金；出租人减免租金的可按规定减免当年房产税、城镇土地使用税，并引导国有银行对减免租金的出租人视需要给予优惠利率质押贷款等支持。非国有房屋减免租金的可同等享受上述政策优惠。
加快推进重大外资项目积极吸引外商投资
<ul style="list-style-type: none"> 加快修订《鼓励外商投资产业目录》，引导外资更多投向先进制造、科技创新等领域以及中西部和东北地区，支持外商投资设立高新技术研发中心等。 进一步拓宽企业跨境融资渠道，支持符合条件的高新技术和“专精特新”企业开展外债便利化额度试点。 建立完善与在华外国商协会、外资企业常态化交流机制，积极解决外资企业在华营商便利等问题，进一步稳住和扩大外商投资。
其他
<ul style="list-style-type: none"> 降低市场主体用水用电用网等成本。 实施住房公积金阶段性缓缴政策。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-05/31/content_5693159.htm

にて、雇用創出一時助成金を給付し、助成金の具体的基準は各省にて確定し、政策を 2022 年年末まで実施する（雇用吸収一時助成金と重複して受給することはできない）。
事業者の家賃料を段階的に減免する
<ul style="list-style-type: none"> 2022 年において、サービス業零細企業及び個人事業主が借りている国有家屋の 3 ヶ月から 6 ヶ月分の賃料を減免する。賃料を減免した賃貸人については、規定に従い当年度の不動産税、都市部土地使用税が減免され、且つ賃料を減免した賃貸人に対して必要性に応じて、利率を優遇した担保貸付などによる支援を提供するよう国有銀行に指導する。非国有家屋の賃料減免についても、上述と同等の優遇政策の適用を受けることができる。
重大外資プロジェクトの推進を加速し、外国投資者による対中投資を積極的に呼び込む
<ul style="list-style-type: none"> 「外国投資者による対中投資を奨励する産業目録」の修正を加速し、より多くの外資が先進的製造、科学技術イノベーション等の分野及び中西部、東北地区へ投資するよう導き、外国投資者がハイテク研究開発センター設立などに投資することを支持する。 企業のクロスボーダーファイナンスルートをさらに拡張し、条件に適合するハイテク及び「专精特新」企業を対象に「所定の金額を限度とした外債借入利便化措置」を試行することを支持する。 中国における外国商協会、外資企業との間において意思疎通を図るための体制を構築し整備し、外資企業が中国でビジネスを展開する上での利便性向上などの問題の解決に積極的に取り組み、外国投資者による対中投資のさらなる安定を確保し、拡大する。
その他
<ul style="list-style-type: none"> 事業者の水道、電力、インターネットなどの利用にかかるコストを削減する。 住宅積立金の納付を段階的に猶予する政策を実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-05/31/content_5693159.htm

● **明碼標價和禁止價格欺詐規定**

【发布单位】国家市场监督管理总局
【发布文号】国家市场监督管理总局令第 56 号
【发布日期】2022-04-14
【实施日期】2022-07-01
【内容提要】该规定主要内容包括总则、明码标价规则、价格比较和价格欺诈行为认定规则、法律责任等 4 个部分。相比原规定（《关于商品和服务实行明码标价的规定》和《禁止价格欺诈行为的规定》；被该法令废止），该规定细化明确了明码标价规则，补充完善了部分价格违法行为的认定标准及相应的法律责任。

● **正價表示及び價格詐欺禁止規定**

【発布機関】国家市場監督管理総局
【発布番号】国家市場監督管理総局令第 56 号
【発布日】2022-04-14
【実施日】2022-07-01
【概要】本規定の主な内容には、総則、正價表示規則、價格比較及び價格詐欺行為の認定規則、法的責任など、4 つの部分が含まれる。従前の規定（「商品及びサービスの正價表示実施に関する規定」及び「價格詐欺行為禁止規定」）であり、本法令は廃止されている）と比べると、本規定では正價表示規則を詳細化、明確化し、一部の價格法違反行為について、その認定基準及び法的責任を補足し整備している。

定义
<ul style="list-style-type: none"> 明码标价, 是指经营者在销售、收购商品和提供服务过程中, 依法公开标示价格等信息的行为。 价格欺诈, 是指经营者利用虚假的或者使人误解的价格手段, 诱骗消费者或者其他经营者与其进行交易的行为。
经营者不得实施下列价格欺诈行为
<ul style="list-style-type: none"> 谎称商品和服务价格为政府定价或者政府指导价; 以低价诱骗消费者或者其他经营者, 以高价进行结算; 通过虚假折价、减价或者价格比较等方式销售商品或者提供服务; 销售商品或者提供服务时, 使用欺骗性、误导性的语言、文字、数字、图片或者视频等标示价格以及其他价格信息; 无正当理由拒绝履行或者不完全履行价格承诺; 不标示或者显著弱化标示对消费者或者其他经营者不利的价格条件, 诱骗消费者或者其他经营者与其进行交易; 通过积分、礼券、兑换券、代金券等折抵价款时, 拒不按约定折抵价款; 其他价格欺诈行为。
不属于价格欺诈的三类情形
<ul style="list-style-type: none"> 经营者有证据足以证明没有主观故意; 实际成交价格能够使消费者或者其他经营者获得更大价格优惠; 成交结算后, 实际折价、减价幅度与标示幅度不完全一致, 但符合舍零取整等交易习惯。

【法令全文】请点击以下网址查看：
明码标价和禁止价格欺诈规定
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202204/t20220426_343985.html
官方解读
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/xwxc/202206/t2020602_347489.html

● [财政部关于印发《财政支持做好碳达峰碳中和工作的意见》的通知](#)

【发布单位】财政部
【发布文号】财资环〔2022〕53号
【发布日期】2022-05-30
【内容提要】该意见提出：

- 支持工业部门向高端化智能化绿色化先进制造发展。持续推进工业、交通、建筑、农业农村等

定义
<ul style="list-style-type: none"> 正价表示とは、事業者が商品の販売、買取及びサービスの提供過程において、価格などの情報を法に依拠し公開し表示する行為を指す。 価格詐欺とは、事業者が虚偽の又は誤解を招く価格手段を利用し、消費者又はその他事業者を誘惑し騙し自分と取引を行うようにさせる行為を指す。
事業者は以下に列挙する価格詐欺行為を実施してはならない
<ul style="list-style-type: none"> 商品及びサービスの価格は政府所定の価格又は政府指導価格であると偽る。 低価格で消費者又はその他事業者を誘惑し騙し、高価格で精算する。 虚偽の割引、値引き又は価格比較などの方法により商品の販売又はサービスの提供を行う。 商品の販売又はサービスの提供時、欺瞞的で、誤解を招く言葉、文字、数字、画像又は映像などを使用し価格及びその他価格情報を表示する。 正当な理由なく、価格承諾の履行を拒否する又は履行が不完全である。 消費者又はその他事業者に不利になる価格条件を表示しない又はぼかして表示し、消費者又はその他事業者を誘惑し騙し、自分と取引するようにさせる。 ポイント、ギフト券、引換券、金券などで代金を支払った時に、取り決め通りに代金と相殺することを拒否する。 その他の価格詐欺行為。
価格詐欺に該当しない3つの状況
<ul style="list-style-type: none"> 主観的故意がないことを証明するに足る証拠を事業者が有する。 実際の取引価格によって、消費者又は自己と取引を行ったその他事業者が価格面でさらに大きな優遇を得られる。 取引が成立し精算後、実際の割引価格、値引きの幅が表示されている幅と完全には一致していないものの、端数切り捨てなどの取引習慣に適合している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
正价表示及び価格詐欺禁止規定
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202204/t20220426_343985.html
公式解説
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/xwxc/202206/t2020602_347489.html

● [「財政支援により、カーボンピークアウト・カーボンニュートラルを貫徹することに関する意見」公布の財政部による通知](#)

【発布機関】財政部
【発布番号】財資環〔2022〕53号
【発布日】2022-05-30
【概要】本意見では以下の通り、打ち出している。

- 工業部門が高度化、スマート化、エコ化、先進的な製造への発展を促進することを支持する。工業、交通、建

领域电能替代。

- 鼓励有条件的单位、企业和地区开展低碳零碳负碳和储能新材料、新技术、新装备攻关，以及产业化、规模化应用，建立完善绿色低碳技术评估、交易体系和科技创新服务平台。
- 支持绿色低碳生活和资源节约利用。建立健全汽车、电器电子产品生产者责任延伸制度。
- 支持完善绿色低碳市场体系。支持全国碳排放权交易的统一监督管理。全面实施排污许可制度，完善排污权有偿使用和交易制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://zyhj.mof.gov.cn/zcfb/202205/t20220530_3814434.htm

● 国家外汇管理局关于支持高新技术和“专精特新”企业开展跨境融资便利化试点的通知

【发布单位】国家外汇管理局
【发布文号】汇发〔2022〕16号
【发布日期】2022-05-31
【实施日期】2022-05-31
【内容提要】根据该通知，允许17个分局开展高新技术和“专精特新”企业跨境融资便利化试点，允许符合条件的相关企业在一定额度内自主借用外债。

- 上海市分局、江苏省分局、广东省分局、北京外汇管理部、深圳市分局、宁波市分局等9个分局辖内符合条件的相关企业，可在不超过等值1000万美元额度内自主借用外债。
- 天津市分局、浙江省分局等8个分局辖内符合条件的相关企业，可在不超过等值500万美元额度内自主借用外债。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.safe.gov.cn/safe/2022/0531/21030.html>

築、農業、農村などの分野における電気エネルギーへの切替を持続的に推進する。

- 条件が整っている組織、企業及び地区において、低炭素、ゼロ炭素、カーボンネガティブ及びエネルギー貯蔵タイプの新素材、新技術、新装備の難関攻略、及び産業化、規模化のための応用を推進し、環境に配慮した低炭素技術の評価、取引体系及び科学技術イノベーションサービスプラットフォームを構築し整備することを奨励する。
- 環境に配慮した低炭素型のライフスタイル及び資源の節約利用を支持する。自動車、電器電子製品の拡大生産者責任制度を構築し整備する。
- 環境に配慮した低炭素市場体系の整備を支持する。全国の炭素排出権取引に対する監督管理の一元化を支持する。汚染物質排出許可制度を全面的に実施し、汚染物質排出権の有償使用と取引制度を整備する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://zyhj.mof.gov.cn/zcfb/202205/t20220530_3814434.htm

● ハイテク及び「专精特新」企業を支援するためにクロスボーダーファイナンス利便化措置を試行することに関する国家外貨管理局による通知

【発布機関】国家外貨管理局
【発布番号】匯発〔2022〕16号
【発布日】2022-05-31
【実施日】2022-05-31
【概要】本通知によると、17カ所の分局において、ハイテク及び「专精特新」企業のクロスボーダーファイナンス利便化措置を試行し、条件に適合する企業が一定の限度額内で自主的に外債を借り入れることを認めるとしている。

- 上海市分局、江蘇省分局、広東省分局、北京外貨管理部、深セン市分局、寧波市分局など、9つの分局管轄内において条件に適合する企業は、1000万米ドル相当の限度額内において外債を自主的に借り入れることができる。
- 天津市分局、浙江省分局など、8つの分局管轄内において条件に適合する企業は、500万米ドルの限度額内において外債を自主的に借り入れることができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.safe.gov.cn/safe/2022/0531/21030.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、里兆解读

- [上海企业复工复产之劳动管理常见问题 Q&A \(连载之二/共二篇\)](#)

在第 774 期《里兆法律资讯》中，我们对上海企业复工复产过程中可能出现的一些问题进行了梳理和解答。接下来我们继续解答。

Q8：企业复工复产后施行闭环管理，员工每天 24 工作、生活都在企业里，是否都属于工作时间？员工是否可以主张加班工资或值班费？

不是。

如果企业在闭环管理期间，仍然执行以往的工作时间制度，对于正常工作时间外，如果员工没有被安排加班的，则其处于休息状态，不属于工作时间。

为避免该类争议，复工企业可以就闭环生产期间的工作休息时间安排、加班制度等，明确告知员工，以便区分工作时间、加班时间和休息时间。

在复工复产期间，如果企业确实安排员工在正常工作时间外加班的，企业应当另外支付加班工资（综合工时制员工，超过计算周期内的总法定标准工作时间的才支付加班工资）。对于不定时工作制员工，在上海地区，除法定节假日加班需支付加班工资外，其余时间不存在加班的问题。

另外，企业如果基于防疫、企业安全、消防等特殊原因，安排员工在正常工作时间之外进行非生产性事务，我们理解，不能认定为加班。

Q9：企业复工复产期间，能否以完成订单进度为由，安排员工超时加班？

不能，但特殊法定事由除外。

根据《劳动法》第 41 条，企业因特殊原因需

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解説

- [上海企業の操業及び生産再開に伴う労務管理に関するよくある質問 Q&A \(連載その二、全二回\)](#)

第 774 期「里兆法律情報」では、上海企業の操業及び生産再開過程において発生するであろうことが予想される問題を整理し解説している。以下、引き続き解説する。

Q8：企業が操業及び生産を再開させ、クローズドループ(バブル式)管理を実施し、従業員が 1 日 24 時間体制で、勤務時間中も、それ以外の生活時間も全て職場にいた場合、これは全て労働時間に該当するか。従業員は残業代や当直手当を主張することはできるか。

全てが労働時間に該当するのではない。

企業がクローズドループ管理期間中も従来の労働時間制度を実施しており、通常の勤務時間外に残業を手配していないならば、休憩状態にあり、労働時間には該当しない。

このような紛争を避けるためにも、操業を再開した企業は、クローズドループ管理期間中の労働と休憩時間の手配、残業制度等について従業員に明確に伝え、労働時間、残業時間及び休憩時間を区別しておくことよい。

操業及び生産の再開期間中に、企業がどうしても従業員に通常の労働時間以外に残業をさせるような場合、企業は追加で残業代を支払う必要がある（総合労働時間制の従業員の場合、決済周期の法定標準労働時間を超えた場合のみ残業代が支払われる）。不定时勤務制の従業員については、上海地区では、法定休日の残業に対し残業代を支払う場合を除き、それ以外の時間では残業の問題は存在しない。

また、企業が蔓延防止、企業セキュリティ、消防等の特別な理由から、従業員に正常な勤務時間外に非生産性の事務の実施を手配している場合、筆者の理解では、残業と認定することはできない。

Q9：操業及び生産の再開期間中に、企業が受注書進捗の完成を理由に、従業員に対し時間外の残業を手配することはできるか。

手配することはできないが、特別な法定事由については、この限りではない。

「労働法」第 41 条によると、企業が特別な理由で労

要延长工作时间的，在保障劳动者身体健康的条件下延长工作时间每日不得超过三小时，且每月不得超过三十六小时。所以，原则上，即使是疫情后复工复产，企业也不能为了尽快完成订单，从而超时安排员工加班。

但是，如果相关生产订单属于《劳动法》第 42 条规定的特殊情形或紧急任务的，则企业延长工作时间不受上述时间限制。比如，本次疫情期间，对于承担政府疫情防控保障任务或抗疫保供任务需要紧急加班的企业，在保障员工身体健康和劳动安全的前提下，可适当延长工作时间应对紧急生产任务，依法不受延长工作时间的限制。

Q10：企业复工复产期间，根据上海市相关企业复工复产防控指引要求对员工进行相关防疫管理，员工不服从，是否可以按违纪处理？

可以。

根据上海市相关企业复工复产防控指引的要求，在复工复产期间，企业需要对员工进行有关防疫管理，如分区管理、检测管理等，该等管理措施应视同特殊期间劳动纪律的一部分，对于违反的员工，可以按违纪处理，具体可结合违反情节及各企业规章制度相关规定综合判断执行。

Q11：企业复工复产后实施闭环管理，如果员工在日常工作中被感染新冠肺炎，能否认定为工伤？

原则上不能认定为工伤。

《关于因履行工作职责感染新型冠状病毒肺炎的医护及相关工作人员有关保障问题的通知》(人社部函[2020]11 号)规定了医护及相关工作人员因履行工作职责，感染新冠肺炎或因感染新冠肺炎死亡的，应认定为工伤。但是，对于其他普通员工在日常工作中感染新冠是否属于工伤，未做明确规定。所以，针对此类人员，还是需要根据工伤一般认定标准进行认定。

《工伤保险条例》第十四条¹第一款规定，在工作时间、工作场所因为工作原因受到意外伤害的，应当认定为工伤。但是，员工在工作时间和工作场所感染新冠肺炎，很难判断是因为工作原因直接导致的，并且新冠肺炎本身属于患病，并不能算是意外伤害，所以，基于该条，较难认定为工伤。

働時間を延長する必要がある場合、労働者の身体の健康を保障するという条件の下、延長する労働時間は 1 日あたり 3 時間を超えてはならず、かつひと月あたり 36 時間を超えてはならないとされている。従って、原則としては、感染症蔓延後に操業及び生産を再開したとしても、企業は速やかに受注を完了させる目的で、従業員に時間外の残業を手配することはできない。

ただし、当該生産の受注が「労働法」第 42 条に定める特別な事情又は緊急の任務に該当する場合、企業が労働時間を延長することは、上記の時間的制限を受けない。例えば、今回の感染症蔓延期間において、政府の感染症蔓延防止管理に係る保障任務又は蔓延防止のための供給保障任務を負い、緊急に残業を必要とする企業については、従業員の身体の健康や労働の安全を保障することを前提に、緊急生産任務に対応するために労働時間を適切に延長することができ、法に依拠し労働時間の制限を受けない。

Q10：操業及び生産の再開期間中に、上海市の係る企業の操業及び生産再開に関する感染症蔓延防止ガイドラインに従い、従業員に対して予防管理を実施する際に、もしも従業員がそれを従わない場合、懲戒処分することができるか。

懲戒処分することができる

上海市の係る企業の操業及び生産再開に関する感染症蔓延防止ガイドラインの要求により、操業及び生産の再開期間中に、企業は従業員に対し、ゾーニング管理、検査管理等の係る蔓延防止管理を実施しなければならない。これらの管理措置は特別期間の労働規律の一部とみなされ、違反した従業員は規律違反として処理し、具体的には違反の情状と各企業の規則の関連規定を踏まえて総合的に判断し実施することができる。

Q11：企業が操業及び生産を再開し、クローズドループ(バブル式)管理を実施するなかで、従業員が日常業務において新型肺炎に感染した場合、労災として認定できるか。

原則として、労災として認定することはできない。

「職務遂行のため新型コロナウイルス肺炎に感染した医療従事者及び関連スタッフの保障事項に関する通知」(人社部函[2020]11 号)では、医療従事者及び関連スタッフが職務の遂行のために、新型肺炎に感染し又は死亡した場合は、労災として認定されると定められている。しかし、それ以外の一般の従業員が日常業務において新型肺炎に感染した場合に労災に該当するかどうかについては、まだ明確には定められていない。従って、これらの人員については、やはり一般的な労災の認定基準に従い認定する必要がある。

「労災保険条例」第 14 条¹¹ 項の規定によれば、勤務時間中及び勤務場所において、業務上の理由から予期せぬ怪我をした場合、労災として認定しなければならない。しかし、勤務時間中及び勤務場所において新型肺炎に罹患した場合、それが業務上の原因により直接にもたらされたかどうかの判断は難しく、また、新型肺炎そ

れ自身が疾病であり、予期せぬ怪我とは言えないため、本条に基づくならば、労災と認定することはやや難しい。

另外，《工伤保险条例》第十四条第四款规定，患职业病应该被认定为工伤。目前，新冠肺炎尚未被列入《职业病分类和目录》中，所以，基于该条，不能认定为工伤。

最后，如果员工感染了新冠肺炎，在工作时间和工作岗位，突发疾病死亡或者在 48 小时之内经抢救无效死亡的，因符合《工伤保险条例》第十五条第一款，我们认为，可以视同为工伤。

（作者：里兆律师事务所 申珂、张玉娟）

また、「労災保険条例」第 14 条 4 項の規定によれば、職業病に罹患した場合、労災として認定される、とされている。現在、新型肺炎はまだ「職業病の分類・目録」には収録されていないため、本条に基づき労災と認定することはできない。

最後に、従業員が新型肺炎に罹患し、勤務時間中及び職場において、突発的病により死亡し、又は 48 時間以内に救命の甲斐なく死亡した場合、「労災保険条例」第 15 条 1 項の規定に該当するため、筆者の認識では、労災とみなすことができると考える。

（筆者：里兆法律事務所 申珂、張玉娟）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 外籍人员被指控“非法就业”问题（江苏等地近期现多起行政处罚）
- 疫情期间的劳动人事问题
- 疫情期间的交易合同履行问题

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 外国人が「不法就労」と指摘される問題について（江蘇省などの地区では、複数件の行政処罰事例がある）
- 感染症流行期間中の労働人事問題
- 感染症流行期間中の取引契約履行問題

¹ 《工伤保险条例》第十四条：“职工有下列情形之一的，应当认定为工伤：

- （一）在工作时间和工作场所内，因工作原因受到事故伤害的；
- （二）工作时间前后在工作场所内，从事与工作有关的预备性或者收尾性工作受到事故伤害的；
- （三）在工作时间和工作场所内，因履行工作职责受到暴力等意外伤害的；
- （四）患职业病的；
- （五）因工外出期间，由于工作原因受到伤害或者发生事故下落不明的；
- （六）在上下班途中，受到非本人主要责任的交通事故或者城市轨道交通、客运轮渡、火车事故伤害的；
- （七）法律、行政法规规定应当认定为工伤的其他情形。”

¹ 「労災保険条例」第 14 条：「従業員が次に掲げるいずれかの状況に該当する場合、労災と認定するものとする。

- （一）勤務時間中及び勤務場所において、業務上の原因で事故に遭い怪我した場合。
- （二）勤務時間の前後に、勤務場所において、業務と関係のある準備又は片付けの性質を有する業務に従事したことにより、事故に遭い怪我した場合。
- （三）勤務時間中及び勤務場所において、職務を履行することにより暴力等の予期せぬ怪我を負った場合。
- （四）職業病に罹患した場合。
- （五）業務による出張期間中に、業務上の原因のため怪我を負い、又は事故の発生により行方不明になった場合。
- （六）通勤途中に、本人に主要な責任のない交通事故又は都市の路線交通、旅客用フェリー、列車で事故に遭い負傷した場合。
- （七）法律、行政法規で労災と認定すべき旨を定めているその他の状況。」